

平成二十六年六月二十日受領  
答弁第二〇七号

内閣衆質一八六第二〇七号

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応の是非に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応の是非に関する質問  
に対する答弁書

一について

防衛省においては、これまでの調査の結果に加え、御指摘のいわゆる護衛艦「たちかぜ」乗員であった一等海士（当時）の自殺事案の東京高等裁判所の判決において判示された内容も踏まえ、関係者の責任等について調査を実施しているところであるため、先の答弁書（平成二十六年六月六日内閣衆質一八六第一八五号。以下「前回答弁書」という。）一についてで述べたとおり答弁したものである。

二について

お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。

三について

防衛省としては、関係者の責任等についての調査が終了した後、判明した事実に基づき適切に対処する考えである。

四について

前回答弁書については、防衛省内で大臣の決裁を経た上で、閣議決定している。